

公衆に 表示する 情報への配慮

条例第8条

公衆に広く表示する情報に配慮しなければいけません。

- ① 性別による役割の分担を正当化したり助長したりする表現
- ② 男女間の暴力を正当化したり助長したりする表現
- ③ 過度の性的な表現

町の取組 (基本的施策)

条例第9～18条

- ① 社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講じます。
- ② 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の公表をします。
- ③ 事業者に雇用の分野における情報の提供を行います。男女共同参画の推進に関する調査の協力を求めます。
- ④ 男女共同参画に関する情報を提供するとともに、普及啓発を行います。
- ⑤ 男女共同参画の推進に必要な調査、研究や情報収集を行います。
- ⑥ 男女共同参画についての理解が深まるように教育や学習を支援します。
- ⑦ 家庭生活での活動とそれ以外の活動との両立のために必要な支援を行います。
- ⑧ すべての人が生涯健康で過ごせるように性と生殖の健康と権利を尊重し、意識の啓発に努めます。
- ⑨ 国際的協調の下に男女共同参画を推進します。

町の施策や 権利侵害の 相談の申出

条例第19、20条

町が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての意見や男女共同参画を阻害する性別による権利の侵害に関する相談を申し出ることができます。申出があった場合は、関係機関と連携して対応します。

男女共同 参画審議会 を設置

条例第21条

基本計画の策定や変更について調査や審議をしたり、男女共同参画の推進のために必要な活動を行います。